

酒 税 納 税 申 告 書 の 記 載 要 領

1 この申告書は、酒税の納税申告（期限内申告・期限後申告・修正申告・還付請求申告）をする場合に使用してください。

2 この申告書は、次により記載してください。

(1) 酒税納税申告書

イ 「元号・年・月分」の箇所には、申告しようとする酒類を移出した年月を記載してください。

なお、酒税法第 30 条の 2 第 3 項（還付請求の申告）の規定による酒税の還付請求申告書として提出する場合には、当該還付請求申告書を提出しようとする日の属する月の直前の年月を記載してください。

ロ 「住所」欄には、申告者が法人等の場合には、本店の所在地を記載してください。

ハ 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄は、申告者が個人の場合には、氏名を記載し、申告者が法人等の場合には、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。

なお、代理人が申告書を提出する場合には、被代理人の氏名又は名称を記載するほか、「同代理人」と冠記し、代理人の住所及び氏名を記載してください。

ニ 「個人番号又は法人番号」欄は、申告者が個人の場合は、個人番号を記載してください。申告者が法人の場合は法人番号を記載してください。

ホ 「この申告書による税額」欄は、「税額算出表」を作成した後、次により記載してください。

なお、修正申告書として提出する場合には、修正後の内容を記載してください。

(イ) 「①」欄は、「税額算出表」の「算出税額」欄の総合計金額を記載してください。

(注) 1 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）（以下「措置法」といいます。）第 87 条《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける場合には、「軽減税額算出表」の「申告対象製造場 合計酒税額⑭」欄の金額を記載してください。

2 措置法第 87 条及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）（以下「沖特法」といいます。）第 80 条《内国消費税等に関する特例》の規定を受け、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 151 号）（以下「沖特令」といいます。）第 72 条第 1 項《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》の規定の適用を受ける場合には、別途、「軽減税額算出表」の「申告対象製造場 合計酒税額⑭」欄の金額から、当該規定による軽減額を計算する必要があります。

(ロ) 「②」欄は、「①」欄の記載金額に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又は 100 円未満の金額を記載してください。ただし、「①」欄の記載金額が「－」（マイナス）表示されている場合には、この欄の記載はしないでください。

(ハ) 「③」欄は、「①」欄の記載金額が「－」(マイナス)表示されている場合に、その金額を記載してください。

この場合、当該欄の記載金額には、「－」(マイナス)表示はしないでください。

ヘ 「修正申告の場合の修正申告前の確定額」欄は、修正申告前に提出した納税申告書の「この申告書による税額」欄の記載内容又は修正申告書提出前に受けた酒税の更正又は決定及び加算税賦課決定通知書の次葉の「調査額」の「③」若しくは「④」欄の記載内容を「⑤」若しくは「⑥」欄に記載してください。

ト 「還付される税金の受取場所」欄には、郵便局の窓口での受取りを希望する場合、郵便局名のみを記載してください。

チ 相続人が被相続人の納税申告書を提出する場合には、次により記載してください。

(イ) 「住所」欄には、相続人の住所を記載してください。

(ロ) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、相続開始時の被相続人の住所及び氏名をかつ書きするとともに当該欄に「相続人」と冠記し、相続人の氏名を記載してください。

(ハ) 相続人が2人以上ある場合は、そのうちの1人を代表者として指定し、(イ)及び(ロ)によりその者の住所及び氏名を記載するとともに、「摘要」欄に他の相続人の住所、氏名及び各相続人の相続分(法定又は指定相続分の区分を含む。)を記載してください。

リ 合併後存続する法人又は合併により設立した法人が被合併法人の納税申告書を提出する場合には、リの(イ)及び(ロ)に準じて記載してください。この場合において、「相続人」は「合併後存続する法人」又は「合併により設立した法人」に、「相続開始時の被相続人」は「合併により消滅した法人」と読み替えてください。

ヌ 「税理士法上の書面の提出の有無」欄は、当該書面を提出する税理士又は税理士法人が記載しますので、事業者の方は記載しないでください。

(2) 税額算出表

この表は、別表「酒類コード一覧表」の酒類コードの異なる別(酒類の種類別、品目別及び酒税法第23条《税率》の適用区分別。以下「品目区分別」という。)に分類して記載してください。

発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類については、品目区分別かつ「区分」欄の異なる別に区分して、アルコール分別に「総移出数量」、「未納税移出数量」、「輸出免税数量」及び「課税標準数量」の各欄を記載した明細と、明細の各欄を合計した税率適用区分計を記載し、税率適用区分計に税率を適用して税額を算出してください。

蒸留酒類及び混成酒類に該当する酒類については、アルコール分別が税率適用区分別となるので、それぞれ税率を適用して税額を算出してください。

なお、それぞれの区分に応じ、品目区分別計及び総合計を記載してください。

イ 「(G01/G02)」欄には、「税額算出表」の頁数及び総頁数を記載してください。

(例) 総頁数が3頁で1頁目の場合…… 1 / 3

ロ 「区分」欄は、次のとおり記載してください。

(イ) 次のいずれかの規定の適用を受ける酒類の明細及び税率適用区分別計(品目区分別計及び総合計を除きます。(ロ)、(ハ)及び(ニ)において同じです。)…「1」

A 措置法第87条

(注) 当年度酒税累計額が1億円を超える場合を含みます。

B 所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)(以下「令和5年改正法」といいます。)附則第54条《清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置》又は第55条《ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置》

(ロ) 沖特法第80条の規定を受け、沖特令第72条第1項の規定の適用を受ける酒類の明細又は税率適用区分計……「2」

(ハ) (イ)「措置法又は令和5年改正法附則」と(ロ)「沖特法」の両方の規定の適用を受ける酒類の明細又は税率適用区分計……「3」(ニ) (イ)~(ハ)以外の明細又は税率適用区分別計……「0」(ホ) 品目区分別計……「8」(ヘ) 総合計……「9」

ハ 「酒類コード」欄に別表「酒類コード一覧表」に掲げるコードを記載してください。

「酒類の品目別」欄の記載は、「酒類コード」欄を記載している場合には省略しても差し支えありませんが、記載する場合は、別表「酒類コード一覧表」の品目区分を参考としてください。

ニ 「アルコール分別」欄には、酒類業組合法施行令第8条の3《表示事項》により表示すべきアルコール分を記載してください。なお、発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類の税率適用区分別計、品目区分別計及び総合計の各行においては、「アルコール分別」欄を記載しないでください。

ホ 「総移出数量」欄には、製造場から移出した酒類の課税標準たる数量を合計して記載してください。

なお、税率適用区分別計において、合計数量又は記載すべき数量に10ミリリットル未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください(以下へからちまで及び(ニ)において同じ。)

ヘ 「未納税移出数量」欄には、未納税酒類について酒税の免除を受けようとする酒類の数量を記載してください。

ト 「輸出免税数量」欄には、輸出する目的で移出した酒類について酒税の免除を受けようとする酒類の数量を記載してください。

チ 「課税標準数量」欄には、「総移出数量」欄の数量から、「未納税移出数量」欄の数量及び「輸出免税数量」欄の数量の合計を差し引いた数量を記載してください。

リ 以下の欄は、明細行を除く各行で記載してください。

(イ) 「税率」欄は、税率適用区分ごとの税率を記載してください。

なお、品目区分別計及び総合計においては、「税率」欄を記載しないでください。

(ロ) 「税額」欄は、「課税標準数量」×「税率」により算出して記載してください。

(ハ) 「軽減後税額」欄は、令和5年改正法附則第54条若しくは第55条又は沖特法第80条の規定を受け、沖特令第72条第1項の規定の適用を受ける場合に、その軽減後の税額を記載してください。

(注) 措置法第87条の規定の適用を受ける場合は、記載しないでください。

(ニ) 「控除数量」欄には、「控除(還付)税額計算(明細)書」(以下、この項において「計算書」といいます。)の「2戻入」及び「3移入」に記載した「課税標準数量」欄の数量を合計して記載してください。

(注) 措置法第 87 条の規定の適用を受ける場合は、記載しないでください。

(ホ) 「控除税額」欄には、計算書の「2 戻入」、「3 移入」及び「4 被災」に記載した「税額」又は「軽減後税額」欄の金額を合計して記載してください。

(注) 措置法第 87 条の規定の適用を受ける場合は、記載しないでください。

(ヘ) 「算出税額」欄は、「控除税額」欄の金額が「税額」欄（令和 5 年改正法附則第 54 条若しくは第 55 条又は沖特法第 80 条の規定を受け、沖特令第 72 条第 1 項の規定の適用を受ける場合は「軽減後税額」欄）の金額を超える場合には、その超える金額を「－」（マイナス）表示の上、記載してください。

(3) 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書、移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書及び被災酒類に対する酒税の控除（還付）明細書

この様式は、戻入れ酒類の控除、移入酒類の再移出等控除及び被災酒類に対する酒税の控除を受ける場合に使用してください。

なお、「戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書」等の各書類は、別表「酒類コード一覧表」のように酒類の品目区分別及びアルコール分別（措置法第 87 条、令和 5 年改正法附則第 54 条若しくは第 55 条の規定又は沖特法第 80 条の規定を受け、沖特令第 72 条第 1 項の適用を受ける場合は、更にその別）にそれぞれ細分して記載してください。

また、酒類の品目別については、原則として、別表「酒類コード一覧表」に記載の順に、同一分類の酒類については適用税率順に、更に、それが同一のものはアルコール分の高いものから記載し、税率適用区分計を記載してください。なお、品目区分別計及び総合計を記載する必要はありません。

「移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書」の記載において、同一区分の酒類について再移出控除の対象になったものと原料使用控除の対象になったものがある場合には、区分して記載することとし、その旨をヌ(ハ)により記載してください。

おって、発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類については、品目区分別かつ「区分」欄の異なる別に区分して記載した明細と、明細の各欄を合計した税率適用区分計を記載し、税率適用区分計に税率を適用して税額を算出してください。

イ 「(G01/G02)」欄には、「控除（還付）税額計算（明細）書」の頁数及び総頁数を記載してください。

(例) 総頁数が 3 頁で 1 頁目の場合…… 1 / 3

ロ 「区分」欄は、(2)のロ(イ)から(ニ)までによるほか、次のとおり記載してください。

酒類の品目区分別及びアルコール分別（蒸留酒類及び混成酒類）ごとの税率適用区分別計……「7」

(注) 令和 5 年改正法附則第 54 条若しくは第 55 条又は沖特法第 80 条の規定を受け、沖特令第 72 条第 1 項の規定の適用を受ける場合の「区分」欄の「7」は、(2)リ(ニ)及び(ホ)により税額算出表に記載する単位ごとに記載してください。

ハ 「酒類コード」欄及び「酒類の品目別」欄は、(2)のハにより記載してください。

ニ 「課税標準数量」欄は、控除（還付）を受けようとする酒類の数量を記載してください。

ホ 「税率」欄は、税率適用区分ごとの税率を記載してください。

ヘ 「税額」欄は、控除（還付）を受けようとする酒税額を記載してください。

ト 「軽減後税額」欄は、令和 5 年改正法附則第 54 条若しくは第 55 条又は沖特法第 80 条の規定を受け、沖特令第 72 条第 1 項の規定の適用を受ける場合に、その軽減後の税額を記載してください。

(注) 措置法第87条の規定の適用を受ける場合には、「戻入れ酒類の控除(還付)税額計算書」の「軽減後税額」欄は記載しないでください。

チ 「被災酒類の損失補償額」欄は、「被災酒類に対する酒税の控除(還付)明細書」を作成する場合に記載してください。この場合、「税額」欄には、「被災酒類の損失補償額」欄の金額を記載してください。

リ 発泡性酒類及び醸造酒類の税率適用区分別計には、「アルコール分別」を記載しないでください。

ヌ 「摘要」欄は、次の事項を記載してください。

(イ) 粉末酒について、酒税法施行令(昭和37年政令第97号)第19条第2項《粉末酒の数量の計算》の規定により承認を受けたものであるときは、容器の容量ごとに換算係数を記載してください。

(ロ) 「被災酒類に対する酒税の控除(還付)明細書」を作成する場合には、「被災酒類の確認書」の枚数を記載してください。

(ハ) 酒税法第30条第3項《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定に該当するものについては、「再移出控除」又は「原料使用控除」のいずれかを記載してください。なお、「再移出」・「原料使用」、「再」・「原」など簡記しても差し支えありません。

(4) 軽減税額算出表

この表は、措置法第87条の規定の適用を受ける場合に作成してください。

(注) 令和5年改正法附則第54条及び第55条の規定の適用を受ける場合は作成する必要はありません。

イ 「軽減割合の区分」欄には、前年度課税移出数量が最も多い品目の数量(前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量)に応じて、次の表の軽減割合の区分のA～Dのいずれかを記載してください。

当年度 酒税累計額	軽減割合			
	前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量			
	400kl 以下	400kl 超 1,000kl 以下	1,000kl 超 1,300kl 以下	1,300kl 超
5,000 万円以下	20%	15%	10%	5 %
5,000 万円超～ 8,000 万円以下	10%	7.5%	5 %	2.5%
8,000 万円超～1 億円以下	5 %	3.75%	2.5%	1.25%
軽減割合の区分	A	B	C	D

ロ 「前月までの当年度酒税累計額①」の「全製造場の本則税額④」欄には、その年度の4月から前月分までの当年度酒税累計額(前月分の「酒税納税申告書」に添付した「軽減税額算出表」の「当年度酒税累計額⑩」欄の金額)を記載してください。

ハ 「軽減対象酒類の移出に係る税額②」の「全製造場の本則税額④」欄又は「申告対象製造場 本則税額③」欄には、全製造場又は申告対象製造場に係る「税額算出表」の区分「1」又は「3」の「算出税額」欄の金額の合計を記載してください。それぞれ「③～⑥」には、当年度酒税累計額に応じて、「②」の金額の内訳を記載してください。

また、「③～⑥」の「申告対象製造場 軽減後税額⑤」には、「全製造場の本則税額

④」欄の金額に応じて、「申告対象製造場 本則税額⑤」欄の金額をイの表の軽減割合で軽減した後の金額を記載してください。「軽減対象酒類の移出に係る税額②」の「申告対象製造場 軽減後税額③」には、「③～⑥」の金額の合計を記載してください。

ニ 「控除税額計算前の当年度酒税累計額⑦」の「全製造場の本則税額④」には、「前月までの当年度酒税累計額①」の「全製造場の本則税額④」欄及び「軽減対象酒類の移出に係る税額②」の「全製造場の本則税額④」の金額の合計を記載してください。

ホ 「戻入れ酒類の控除税額の合計⑧」の「全製造場の本則税額④」欄又は「申告対象製造場 本則税額⑤」欄には、全製造場又は申告対象製造場に係る「戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書」の「区分」欄が「1」又は「3」の「税額」欄の金額の合計を記載してください。

「戻入れ酒類の控除税額の合計⑧」の「申告対象製造場 軽減後税額③」欄には、戻入れ前の当年度酒税累計額の区分に応じて、戻入れ酒類に係る本則税額をイの表の軽減割合で軽減した後の金額について、申告対象期間の合計金額を記載してください。

（注）戻入れ酒類に係る本則税額をイの表の軽減割合で軽減する際に当年度酒税累計額の区分が各区分にまたがる場合には、区分ごとの軽減割合に応じて、戻入れ酒類に係る控除税額を計算してください。

ヘ 「申告対象製造場 軽減適用外酒類の移出に係る税額の合計⑪」欄には、「税額算出表」の「区分」欄が「0」又は「2」の「算出税額」欄の金額の合計を記載してください。

ト 「申告対象製造場 移入酒類の再移出等控除税額の合計⑫」欄には、次の金額の合計を記載してください。

（イ）「移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書」の「軽減後税額」（軽減後税額が記載されていないものについては「税額」）欄の金額

（ロ）「戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書」の「区分」欄が「0」又は「2」の「税額」欄の金額

チ 「申告対象製造場 被災酒類に対する酒類の控除税額の合計⑬」欄には、「被災酒類に対する酒税の控除（還付）明細書」の「軽減後税額」（軽減後税額が記載されていないものについては「税額」）欄の金額の合計を記載してください。

リ 「申告対象製造場 合計酒税額⑭」欄の金額を「酒税納税申告書」の「①」欄に記載してください。

（注）沖特法第80条の規定を受け、沖特令第72条第1項の規定の適用を受ける場合には、別途、「申告対象製造場 合計酒税額⑭」欄の金額から、当該規定による軽減額を計算する必要があります。

別表

酒類コード一覧表

酒類コード	品 目 区 分	備 考
110	清酒	
115	清酒（発泡）	（注１）
117	清酒（発泡（本則））	（注２）
150	合成清酒	
152	合成清酒（措置法）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成13年法律第7号）第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの
155	合成清酒（発泡）	（注１）
157	合成清酒（発泡（本則））	（注２）
210	連続式蒸留焼酎	
215	連続式蒸留焼酎（発泡）	（注１）
217	連続式蒸留焼酎（発泡（本則））	（注２）
250	単式蒸留焼酎	
255	単式蒸留焼酎（発泡）	（注１）
257	単式蒸留焼酎（発泡（本則））	（注２）
310	みりん	
311	みりん（措置法１）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号）第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第1号の規定の適用を受けるもの
312	みりん（措置法２）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号）第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第2号の規定の適用を受けるもの
313	みりん（措置法３）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成13年法律第7号）第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの
315	みりん（発泡）	（注１）
317	みりん（発泡（本則））	（注２）
350	ビール	
410	果実酒	
415	果実酒（発泡）	（注１）
417	果実酒（発泡（本則））	（注２）
450	甘味果実酒	
455	甘味果実酒（発泡）	（注１）
457	甘味果実酒（発泡（本則））	（注２）
510	ウイスキー	
515	ウイスキー（発泡）	（注１）
517	ウイスキー（発泡（本則））	（注２）
550	ブランデー	
555	ブランデー（発泡）	（注１）
557	ブランデー（発泡（本則））	（注２）

酒類コード	品 目 区 分	備 考
570	原料用アルコール	
580	発泡酒	令和8年10月1日～
581	発泡酒（１）	麦芽含有率 50%以上又はアルコール分 10 度以上のもの（～令和8年9月30日）
582	発泡酒（２）	麦芽含有率 50%未満 25%以上（～令和8年9月30日）
583	発泡酒（３）	その他（～令和8年9月30日）
591	その他の醸造酒	
595	その他の醸造酒（発泡）	（注１）
596	その他の醸造酒（発泡）（新ジャンル）	令和2年10月1日～令和5年9月30日 いわゆる「新ジャンル」
597	その他の醸造酒（発泡（本則））	（注２）
610	スピリッツ	
615	スピリッツ（発泡）	（注１）
617	スピリッツ（発泡（本則））	（注２）
710	リキュール	
715	リキュール（発泡）	（注１）
716	リキュール（発泡）（新ジャンル）	令和2年10月1日～令和5年9月30日 いわゆる「新ジャンル」
717	リキュール（発泡（本則））	（注２）
820	粉末酒	
825	粉末酒（発泡）	（注１）
827	粉末酒（発泡（本則））	（注２）
830	その他の雑酒	
831	その他の雑酒（みりん類似）	
833	その他の雑酒（みりん類似措置法１）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号）第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第1号の規定の適用を受けるもの
834	その他の雑酒（みりん類似措置法２）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号）第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第2号の規定の適用を受けるもの
838	その他の雑酒（みりん類似措置法３）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成13年法律第7号）第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの
832	その他の雑酒（その他のもの）	
837	その他の雑酒（その他のもの・発泡）	
850	雑酒	
852	雑酒（みりん類似）	令第8条の2に該当するもの
855	雑酒（発泡）	（注１）
857	雑酒（発泡（本則））	（注２）
000	全酒類	

- 注1 品目区分に（発泡）とあるのは、その他の発泡性酒類になるもの（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満（令和8年10月1日以降は、11度未満）であるもの）のうち、酒税法第23条第2項第3号（令和2年10月1日から令和5年9月30日までの間は平成29年改正法附則第36条第2項第4号、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間は同条第5項第3号、令和8年10月1日以降は酒税法第23条第2項）の税率を適用するもの。
- 2 品目区分に（発泡（本則））とあるのは、その他の発泡性酒類になるもののうち、酒税法第23条第2項第3号（令和2年10月1日から令和5年9月30日までの間は平成29年改正法附則第36条第2項第3号又は第4号、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間は同条第5項第3号）の税率が適用されないもの。